

福 祉 委 員 会

介護保険事業の現状等について

平成 28 年 7 月

東三河広域連合介護保険準備室

《 目 次 》

1	統合スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	東三河地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) 高齢化の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(2) 高齢者世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(3) 要介護（要支援）認定者数の状況・・・・・・・・	8
	(4) 認知症高齢者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(5) 介護保険サービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(6) 現状の総括・・・・・・・・・・・・・・・・	17
3	地域支援事業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(1) 東三河8市町村の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	(2) 新しい総合事業の実施・・・・・・・・・・・・・・・・	20
4	検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・	22

1 統合スケジュール

平成 30 年 4 月からの東三河広域連合による介護保険事業の実施に向け、第 7 期介護保険事業計画の策定や介護保険サービスの提供体制の構築に向けた取り組みを推進します。

平成 28 年度は、東三河全体の地域特性や課題を把握したうえで広域連合が実施する事業における基本方針の策定や法定事務などの共同処理体制を確立します。また、平成 29 年度は、介護保険施策の策定や介護保険料の設定、住民説明会などを実施します。

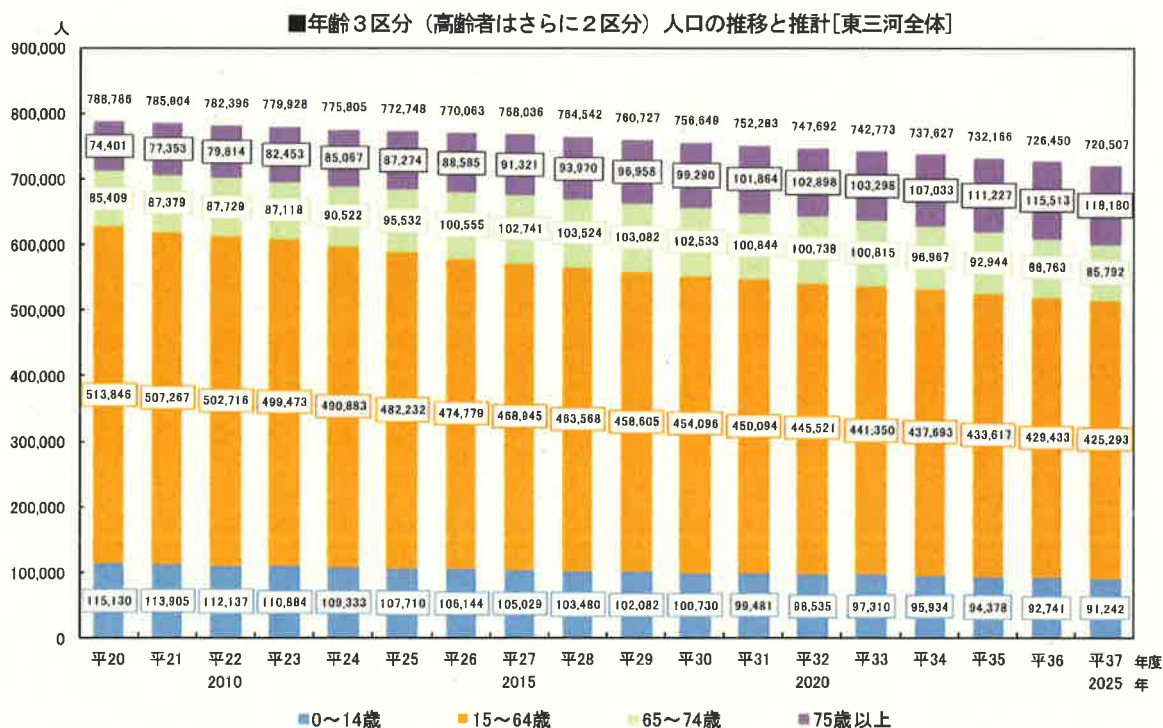
年 度	第7期介護保険事業計画策定	サービス提供体制構築(共同処理事務)
H28 年度	【フェーズ 1】現状分析 ○東三河 8 市町村の特性把握 (人口・住環境・介護) ○住民ニーズの把握 (高齢者実態把握調査)	【フェーズ 1】方針確定 ○要介護認定業務の実施体制 (認定調査、主治医意見書、審査会) ○介護保険料の賦課・徴収体制 ○地域支援事業の実施方針 ○介護事業所の指定、指導・監査体制 ○保険給付の実施体制
	【フェーズ 2】基本方針の策定 ○第 6 期介護保険事業計画の特色と進捗評価 ○東三河 8 市町村の将来展望 ○東三河地域の課題把握 ○介護人材の現状把握	【フェーズ 2】体制の確立 ○事業費と人員体制のシミュレーション ○事業費の分配方針 ○市町村負担割合の決定
	【フェーズ 3】施策の策定 ○地域包括ケアシステムの構築ビジョン ○施策の展開(H30 年度～H32 年度) ○施設整備計画(H30 年度～H32 年度) ○介護給付費推計(H30 年度～H32 年度)	【フェーズ 3】統合準備 ○地域支援事業の実施要綱の策定 ○各種帳票の統一 ○介護事業者説明会の開催
H29 年度	【フェーズ 4】介護保険料の確定 ○保険料段階の設定 ○保険料率の設定 ○保険料額の設定 ○パブリックコメントの実施	【フェーズ 4】住民周知 ○住民説明会の開催 ○保険者統合に関する住民PR (チラシ・ポスター) ○介護保険条例・規則(広域連合)の制定 ○広域連合規約の見直し
	【最終フェーズ】計画策定 ○東三河広域連合議会での最終案審議 ○第 7 期介護保険事業計画策定	【最終フェーズ】共同処理開始 ○保険料仮算定発送準備 ○介護認定審査会開催準備 ○新介護保険システム稼働
H30 年度	東三河広域連合介護保険事業スタート	

2 東三河地域の現状

(1) 高齢化の状況

ア 総人口の減少

○東三河全体の総人口は、緩やかに減少し、平成 37 年度は平成 27 年度の約 76 万 8 千人に比べ 4 万 8 千人ほど減少した約 72 万人になる見込みです。



平成 27 年 10 月 1 日現在を基準日として、平成 22 年～平成 27 年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別(豊根村のみ5歳階級別)にコーホート要因法により推計

(人口・要介護認定者数・認知症者数等の推計について)

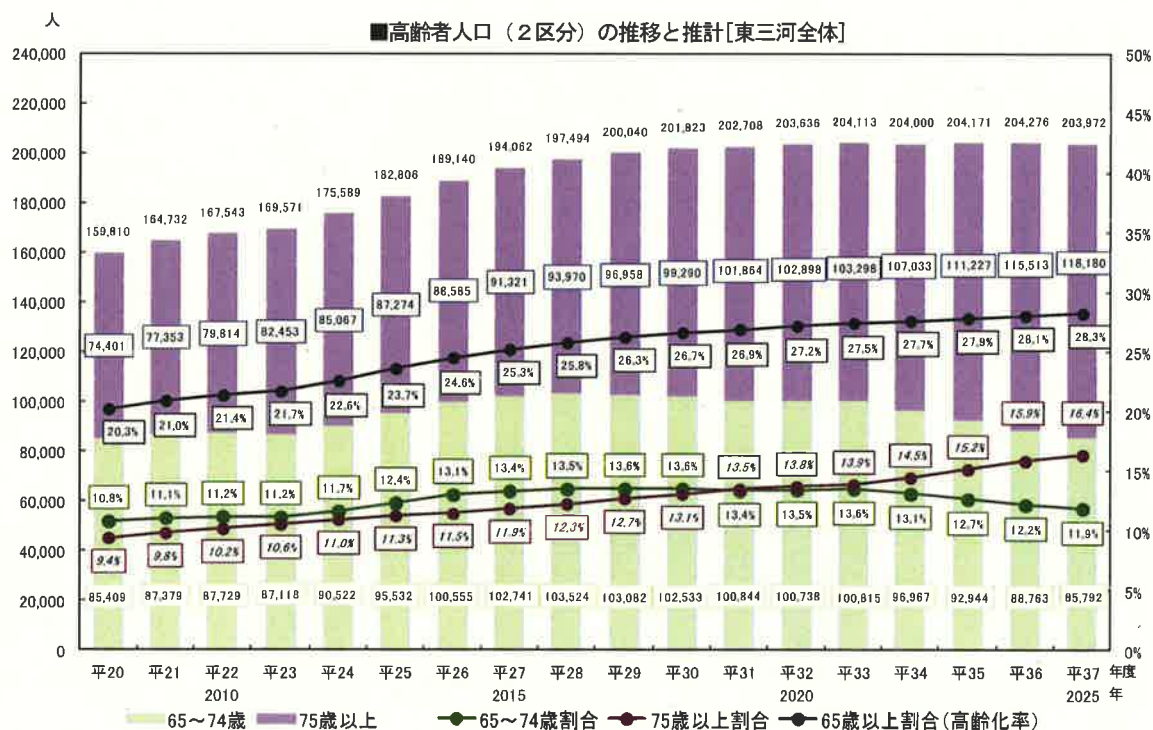
第7期介護保険料の基準額(月額)は、第7期事業計画期間の介護保険サービスに要する費用の総額を市町村の区域内に住所を有する住民のうち 65 歳以上の第1号被保険者の総数で除して算出することから、人口・要介護認定者数・認知症者数等の推計にあたっては、住民基本台帳人口を使用。

イ 75 歳以上の後期高齢者人口の増加

○65 歳から 74 歳までの前期高齢者人口は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて大幅に増加し、平成 28 年度をピークに減少に転ずる見込みです。

○介護を必要とする割合が高くなる 75 歳以上の後期高齢者人口は、平成 34 年度以降に大幅に増加する見込みです。

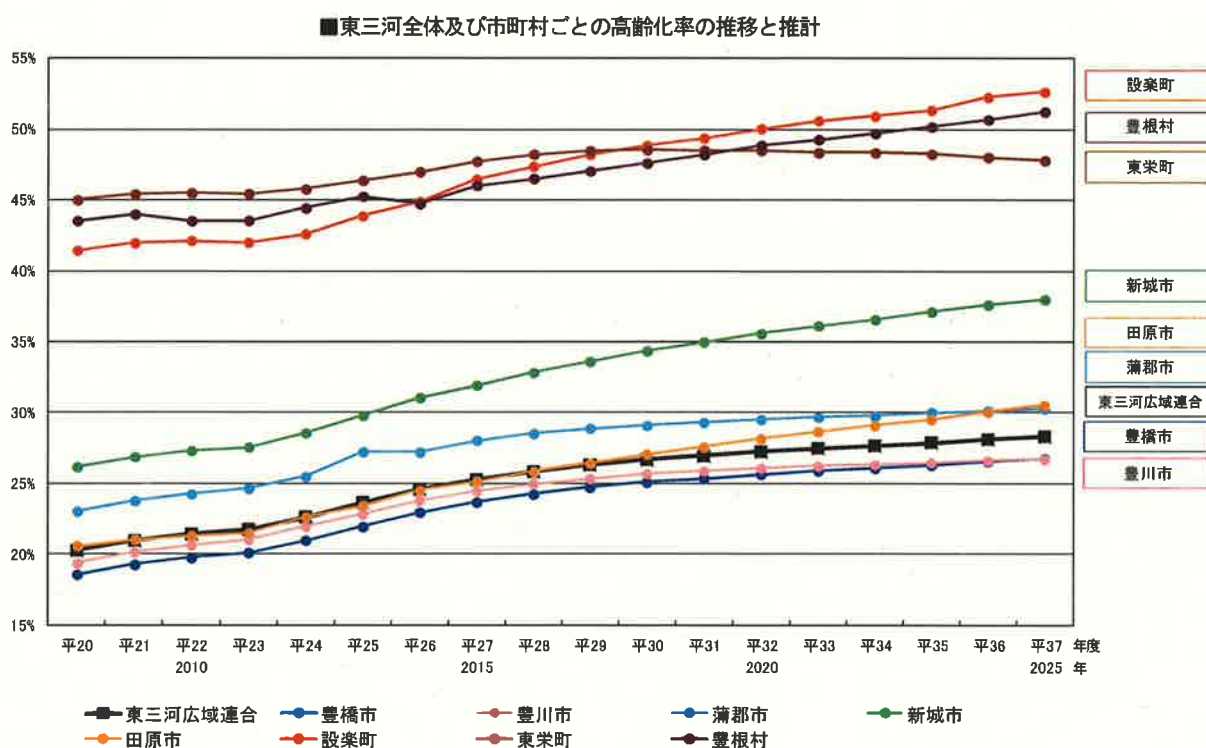
○65 歳以上の高齢者人口は、平成 36 年度がピークになる見込みです。



平成 27 年 10 月 1 日現在を基準日として、平成 22 年～平成 27 年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別(豊根村のみ 5 歳階級別)にコーホート要因法により推計
端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合あり

ウ 高齢化率の上昇

○各市町村の高齢化率は増加傾向にあり、平成 37 年度には、豊橋市は 26.8%、豊川市は 26.7%、蒲郡市は 30.3%、田原市は 30.5%に達するなど、概ね 3.2 人から 3.7 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると見込まれています。また、新城市の高齢化率は 38.0%に達し、概ね 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になるほか、設楽町は 52.7%、東栄町は 47.8%、豊根村は 51.3%に達するなど概ね 2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になる見込みです。



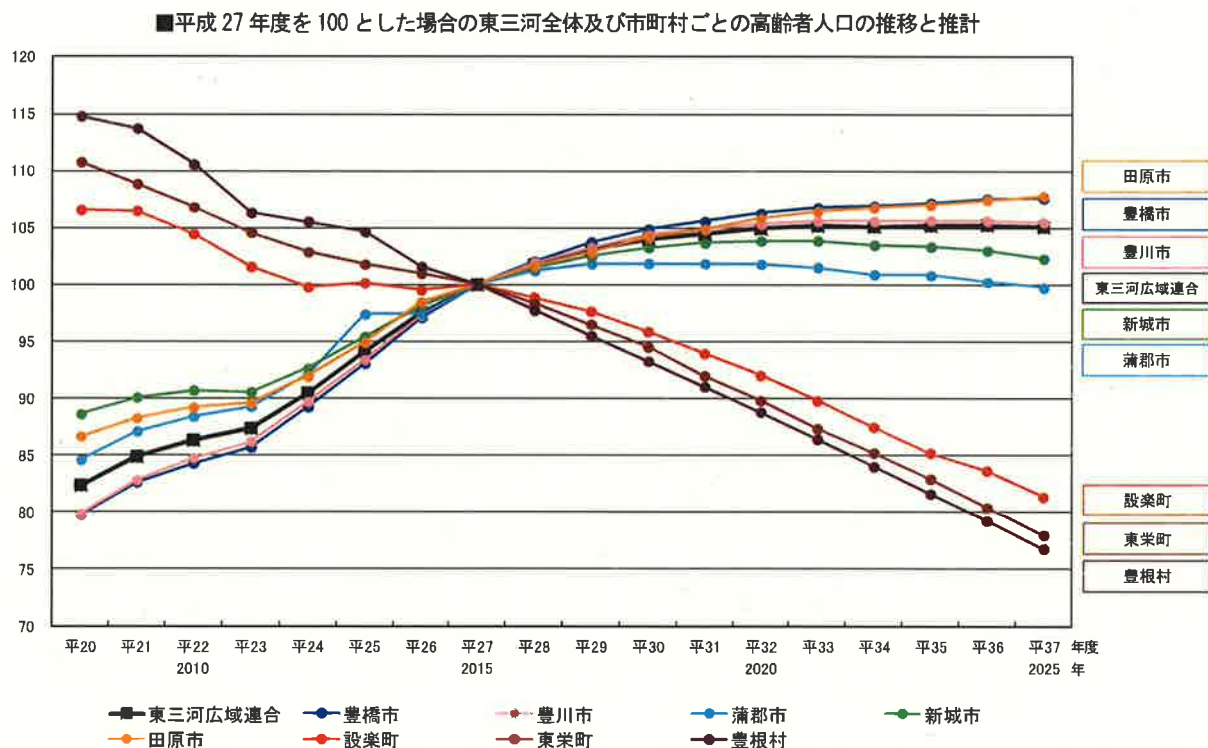
平成 27 年 10 月 1 日現在を基準日として、平成 22 年～平成 27 年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別(豊根村のみ5歳階級別)にコーホート要因法により推計

エ 5市における高齢者人口の増加と3町村での減少

○東三河全体の高齢者人口は増加傾向にある一方で、市町村ごとの高齢者人口に着目すると、5市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）と3町村（設楽町、東栄町、豊根村）では高齢者人口の伸びに大きな差が出る見込みです。

○豊橋市、豊川市、田原市においては、引き続き増加が見込まれる一方、蒲郡市においては平成30年度をピークに、また新城市では平成33年度をピークに緩やかに減少に転ずる見込みです。

○3町村（設楽町、東栄町、豊根村）においては、今後も高齢者人口は減少していく見込みです。

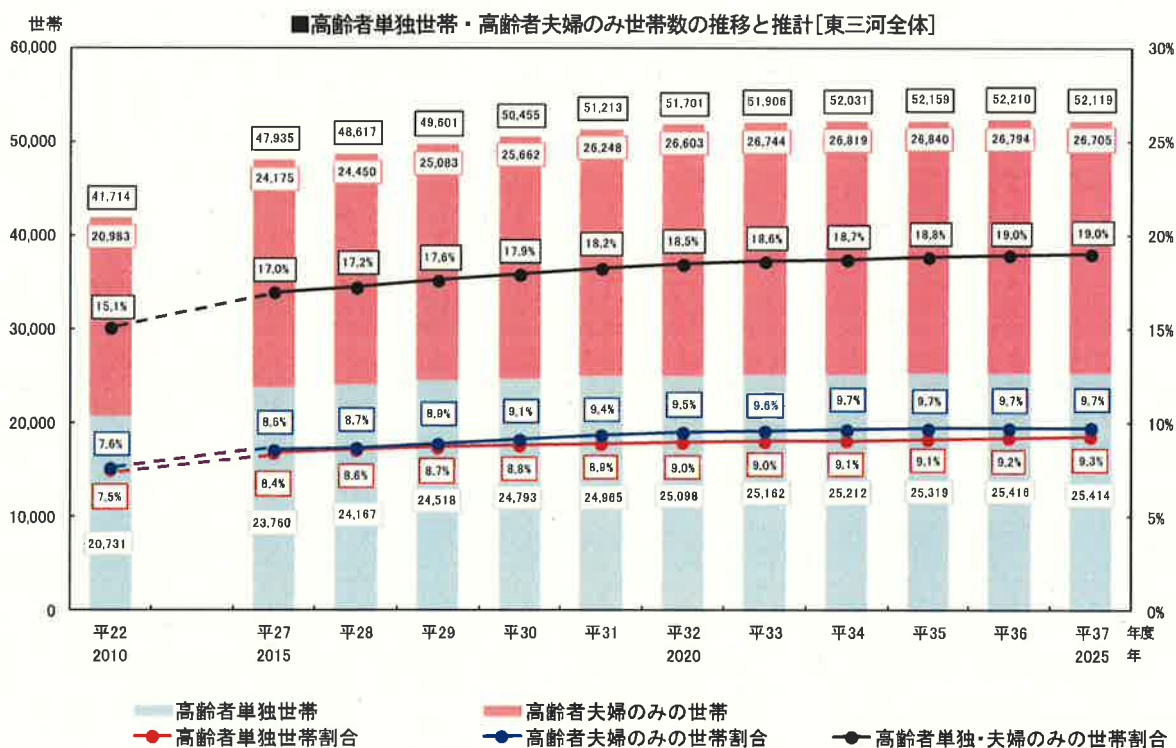


平成27年10月1日現在を基準日として、平成22年～平成27年の住民基本台帳(外国人を含む)人口を使用し、男女別×年齢1歳別(豊根村のみ5歳階級別)にコーホート要因法により推計

(2) 高齢者世帯の状況

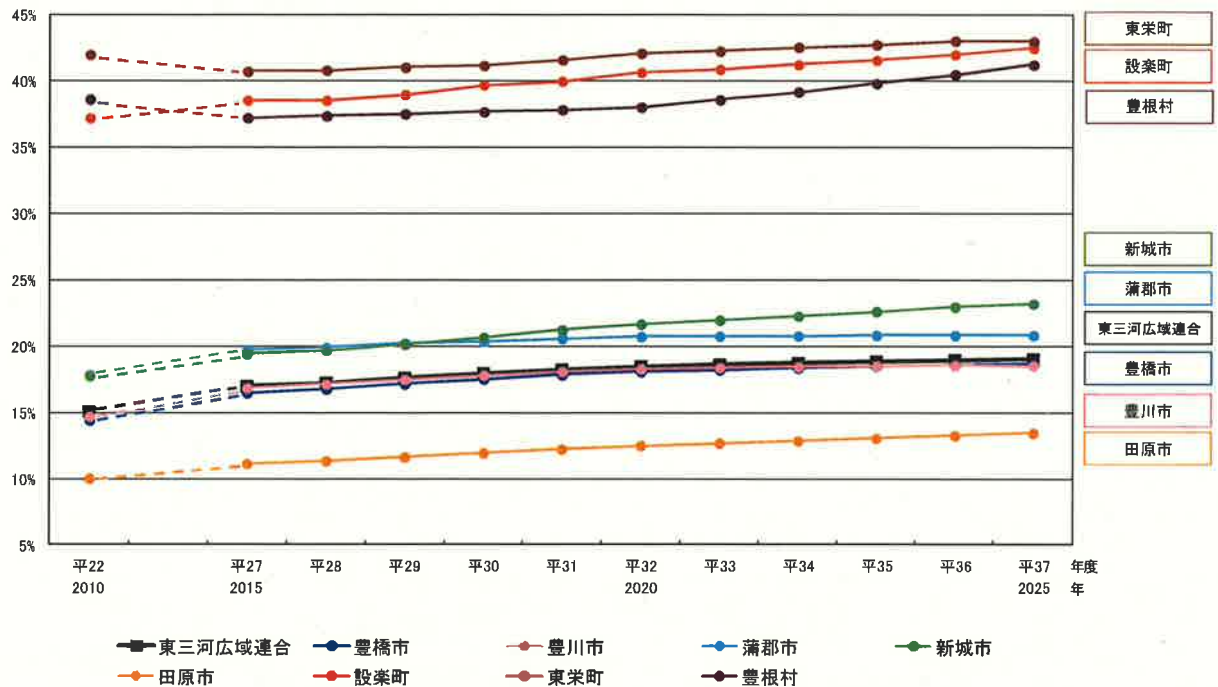
○東三河全体の高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみの世帯数及び総世帯に占める割合は、今後も増加する見込みです。

○豊橋市、豊川市、新城市、田原市においては、今後も高齢者単独世帯数及び高齢者夫婦のみの世帯数の増加が見込まれる一方で、蒲郡市においては平成32年度をピークに減少に転ずる見込みです。また、3町村（設楽町、東栄町、豊根村）においては、高齢者人口の減少に伴い高齢者単独世帯数及び高齢者夫婦のみの世帯数も減少する見込みです。



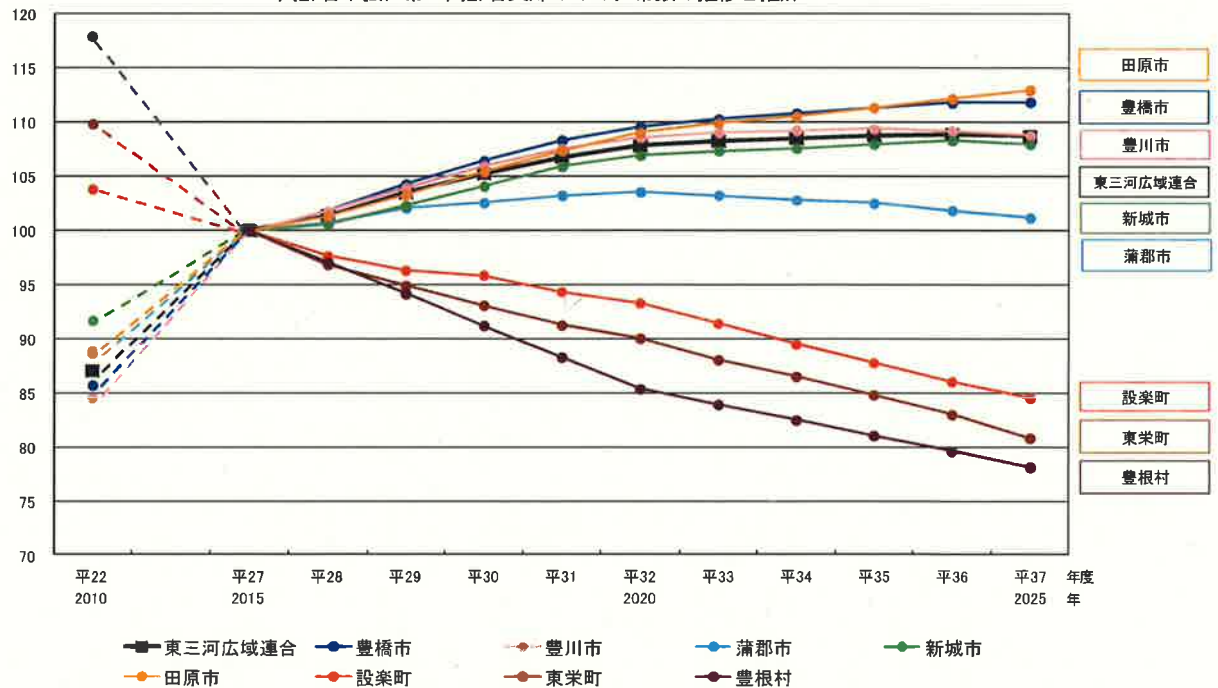
平成22年10月1日現在の世帯及び人口(国勢調査)を基準データとして、平成22年～平成27年の住民基本台帳(外国人を含む)を使用した推計人口に対して、男女別×年齢5歳階級別に世帯主率法により推計
 なお、高齢者夫婦のみにについては、夫の年齢のみを使用して世帯主率法を擬して推計
 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合あり

■東三河全体及び市町村ごとの総世帯に占める高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみの世帯の割合の推移と推計



平成 22 年 10 月 1 日現在の世帯及び人口(国勢調査)を基準データとして、平成 22 年～平成 27 年の住民基本台帳(外国人を含む)を使用した推計人口に対して、男女別×年齢5歳階級別に世帯主率法により推計
 なお、高齢者夫婦のみのみについては、夫の年齢のみを使用して世帯主率法を擬して推計

■平成 27 年度を 100 とした場合の東三河全体及び市町村ごとの高齢者単独世帯・高齢者夫婦のみの世帯数の推移と推計

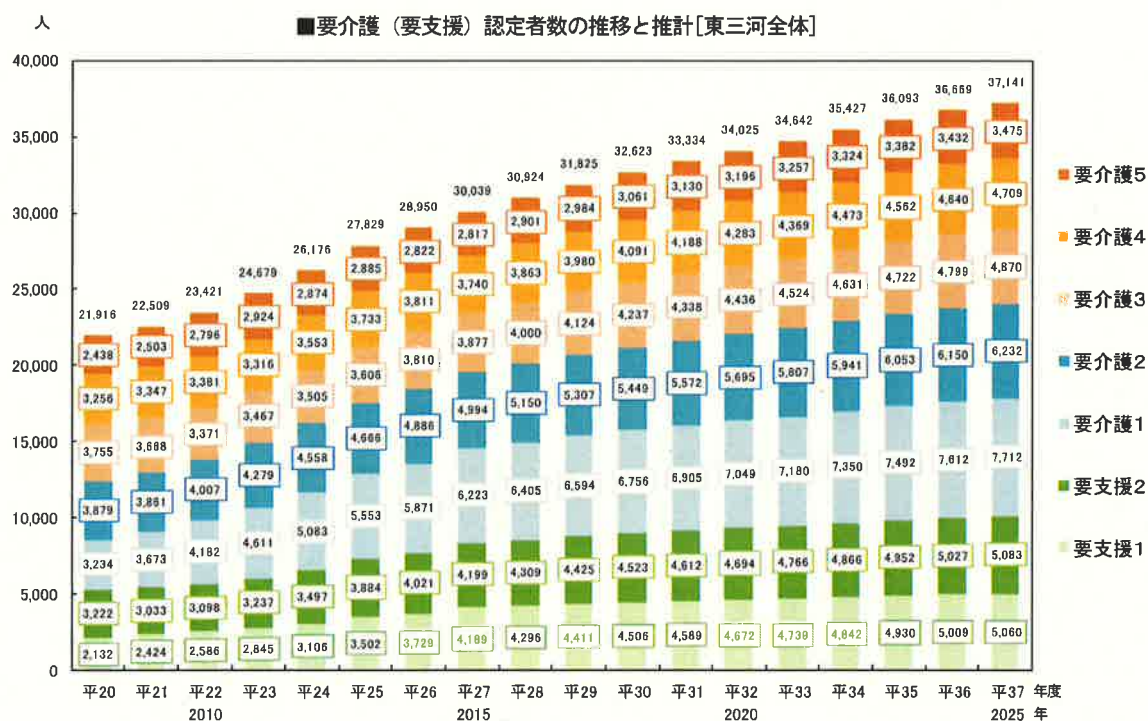


平成 22 年 10 月 1 日現在の世帯及び人口(国勢調査)を基準データとして、平成 22 年～平成 27 年の住民基本台帳(外国人を含む)を使用した推計人口に対して、男女別×年齢5歳階級別に世帯主率法により推計
 なお、高齢者夫婦のみのみについては、夫の年齢のみを使用して世帯主率法を擬して推計

(3) 要介護（要支援）認定者数の状況

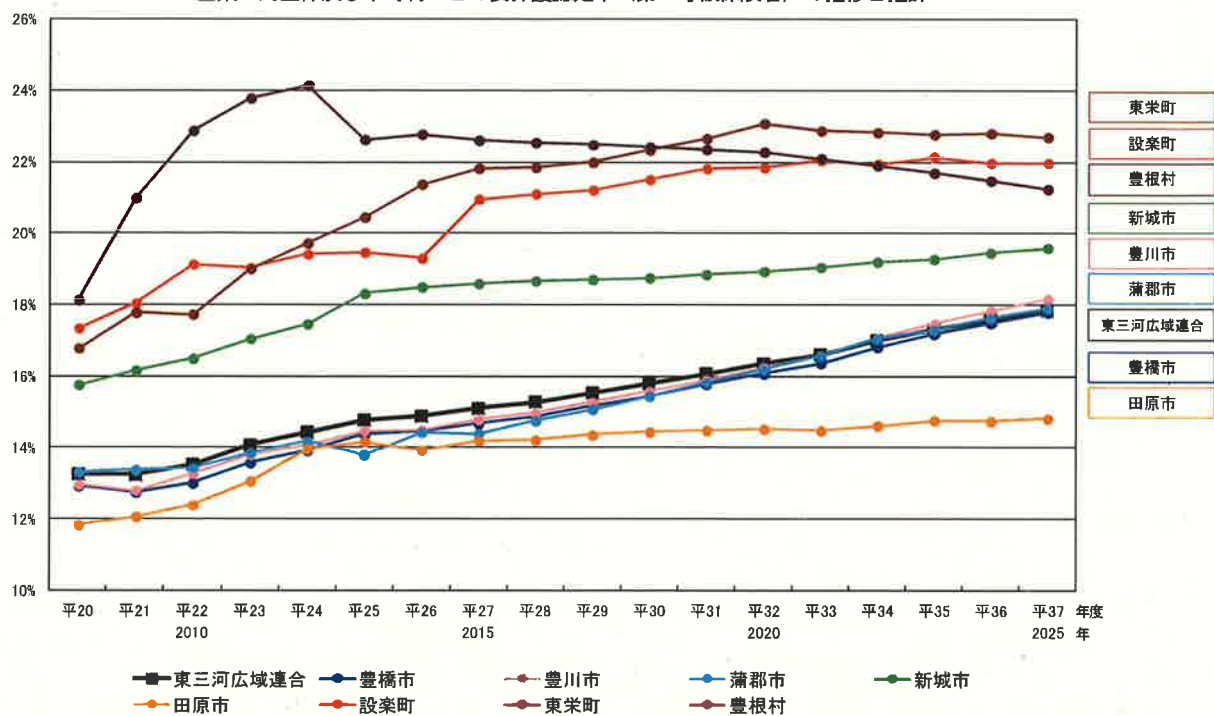
○東三河全体の要介護（要支援）認定者数は、平成 27 年度の約 3 万人に対し、平成 37 年度は約 7 千人増加した約 3 万 7 千人となり、75 歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い今後も大幅に増加する見込みです。

○豊橋市、豊川市、蒲郡市においては、今後も要介護（要支援）認定者数が大幅に増加する一方で、田原市、新城市においては、緩やかに増加する見込みです。また、3 町村(設楽町、東栄町、豊根村)においては、高齢者人口の減少に伴い要介護（要支援）認定者数も減少する見込みです。

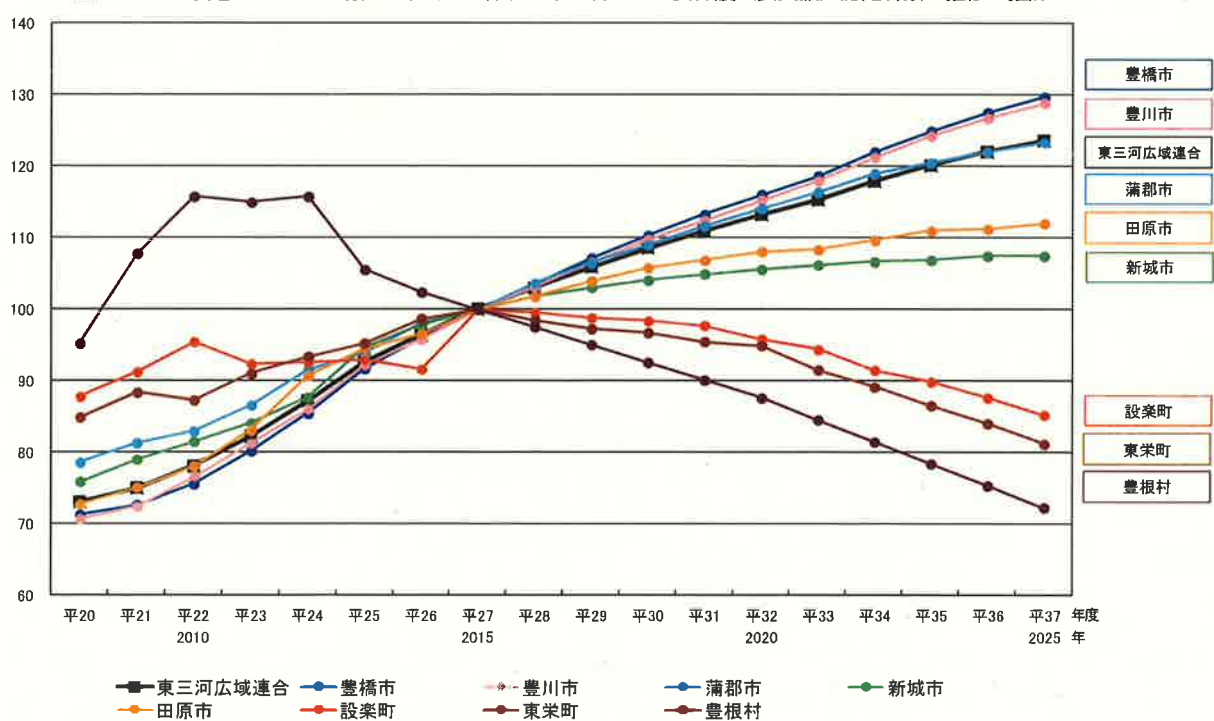


平成 27 年 9 月 30 日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び要介護（要支援）認定者数を基準として推計

■東三河全体及び市町村ごとの要介護認定率（第1号被保険者）の推移と推計



■平成 27 年度を 100 とした場合の東三河全体及び市町村ごとの要介護（要支援）認定者数の推移と推計

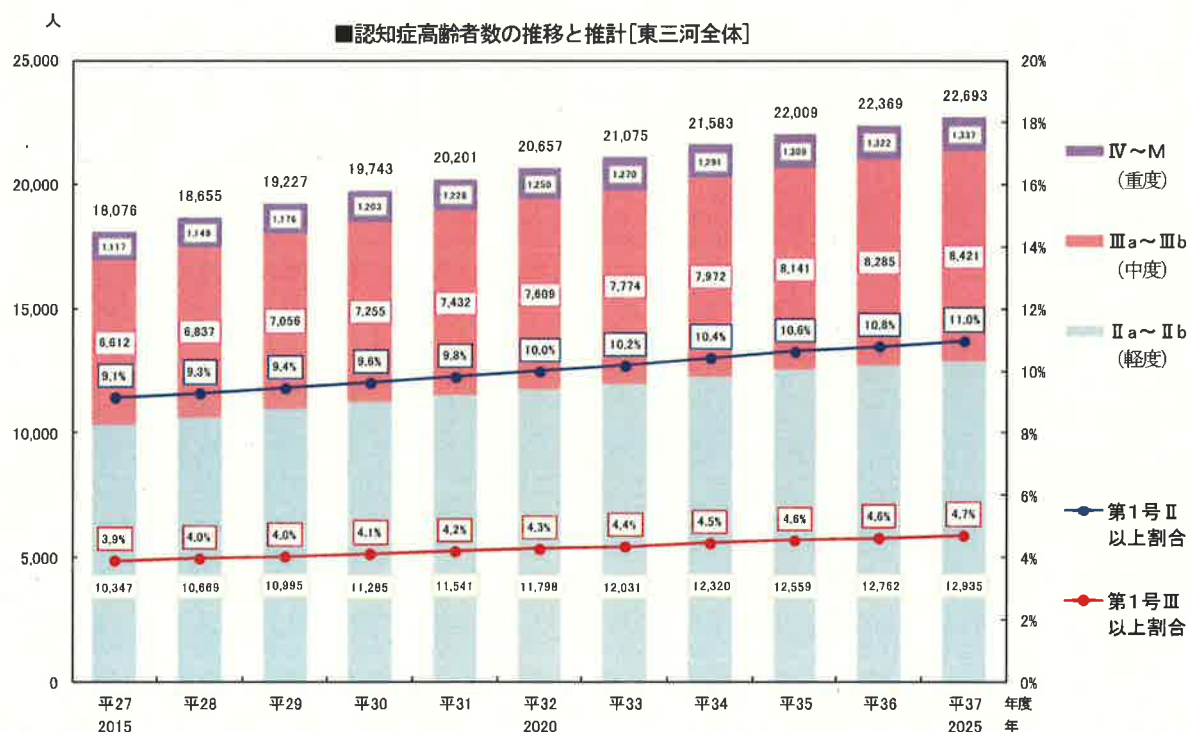


(4) 認知症高齢者数の状況

○要介護認定者における軽度以上の認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱ以上）は、平成 27 年度の約 1 万 8 千人に対して平成 37 年度は約 5 千人増加した約 2 万 3 千人と、要介護認定者の増加に伴い今後も大幅に増加する見込みです。

○また、介護が必要とされる中度以上（認知症自立度Ⅲ以上）の認知症高齢者数は、平成 27 年度の約 8 千人に対して平成 37 年度は約 2 千人増加した約 1 万人に達する見込みです。

○豊橋市、豊川市、蒲郡市においては、今後、認知症者数が大幅に増加する一方で、新城市、田原市においては緩やかに増加する見込みです。また、3 町村（設楽町、東栄町、豊根村）においては、逆に減少する見込みです。

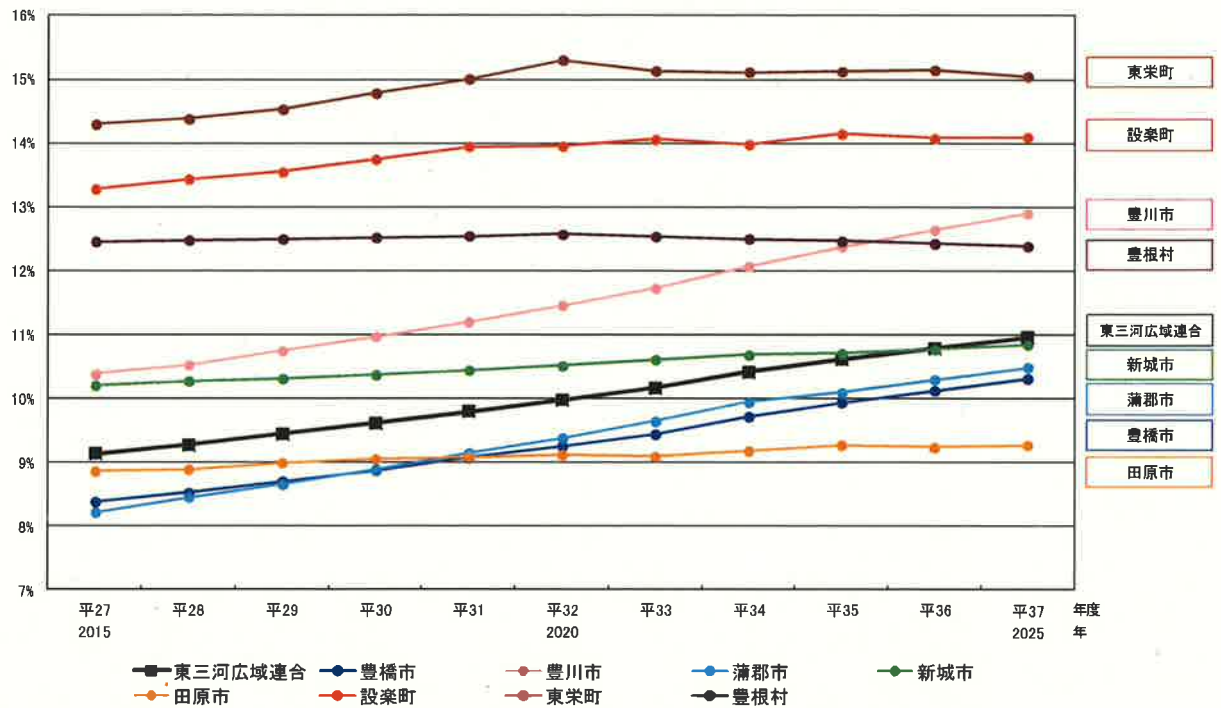


平成 28 年 4 月 1 日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び 4 月時点の要介護認定者情報を基準として推計

(※) 認知症自立度について

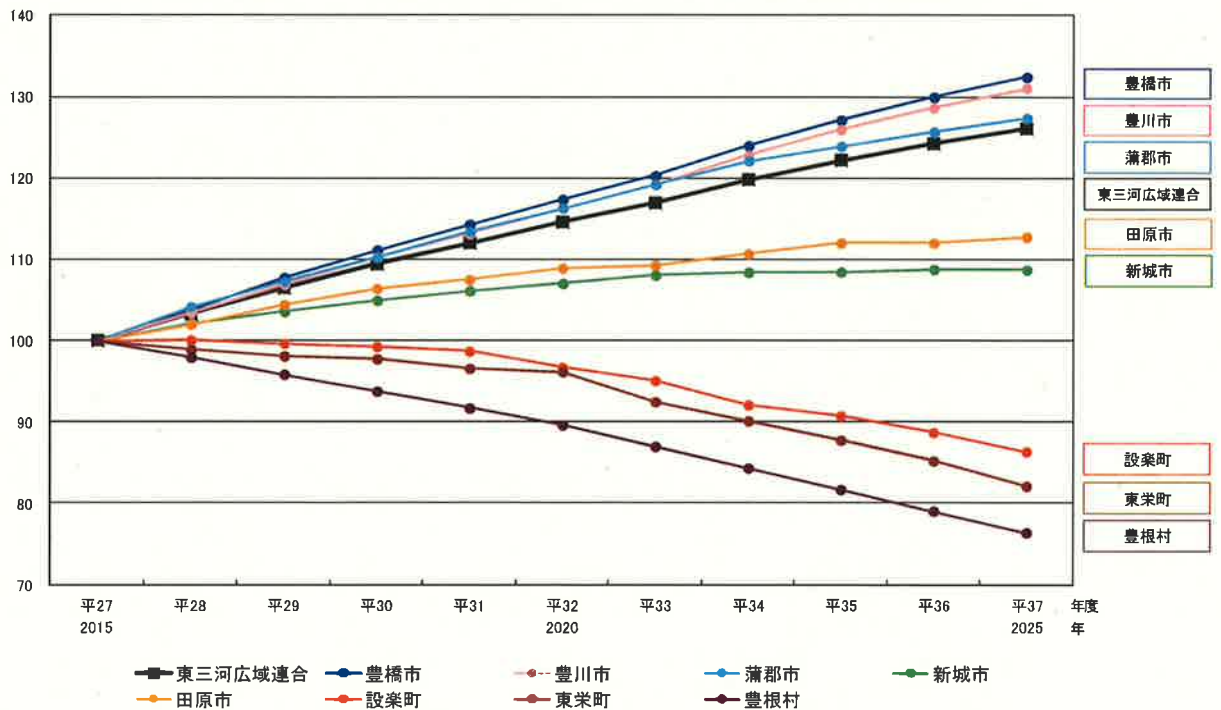
- Ⅱ (軽度) 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
 - Ⅲ (中度) 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
 - Ⅳ (重度) 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
 - M (重度) 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
- (出典)「認知症である老人の日常生活自立度判定基準」の活用について」
(平成 5 年 10 月 26 日老健第 135 号、厚生省老人保健福祉局長通知)

■東三河全体及び市町村ごとの認知症高齢者数の割合の推計



平成 28 年4月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び4月時点の要介護認定者情報を基準として推計

■平成 27 年度を 100 とした場合の東三河全体及び市町村ごとの認知症高齢者数の割合の推計



平成 28 年4月1日現在の男女別×年齢5歳階級別の人口及び4月時点の要介護認定者情報を基準として推計

(5) 介護保険サービスの状況

ア 介護保険料の推移

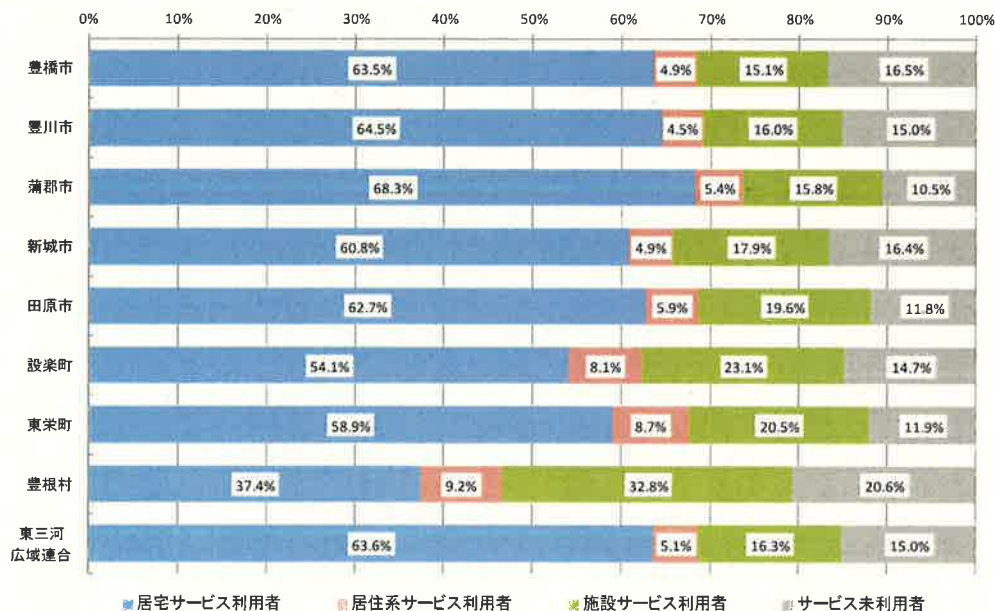
○各市町村の現在の介護保険料は、4千円台後半から5千円台後半までと介護保険制度開始時から概ね倍増しているとともに、最も低い田原市と最も高い東栄町では1,150円差があります。

自治体名	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	(平12～14)	(平15～17)	(平18～20)	平(21～23)	(平24～26)	(平27～29)
豊橋市	2,757円	2,650円	3,760円	3,900円	4,300円	4,800円
豊川市	2,665円	2,665円	3,645円	3,944円	4,590円	5,180円
蒲郡市	2,675円	2,675円	3,618円	4,034円	4,472円	4,900円
新城市	2,480円	2,480円	3,560円	3,560円	4,450円	4,950円
田原市	2,361円	2,473円	3,540円	3,488円	4,216円	4,750円
設楽町	2,633円	2,700円	3,400円	3,700円	4,400円	5,700円
東栄町	2,633円	2,700円	3,800円	4,100円	4,300円	5,900円
豊根村	2,633円	2,700円	3,600円	3,560円	4,500円	5,300円

田原市の第1期介護保険料額は、旧田原町の金額

イ 介護保険給付実績の状況

○5市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）においては、3町村（設楽町、東栄町、豊根村）に比べ訪問介護や通所介護など居宅サービスを利用する割合が高く、特別養護老人ホームや老人保健施設など施設サービスを利用する割合が低い状況にあります。

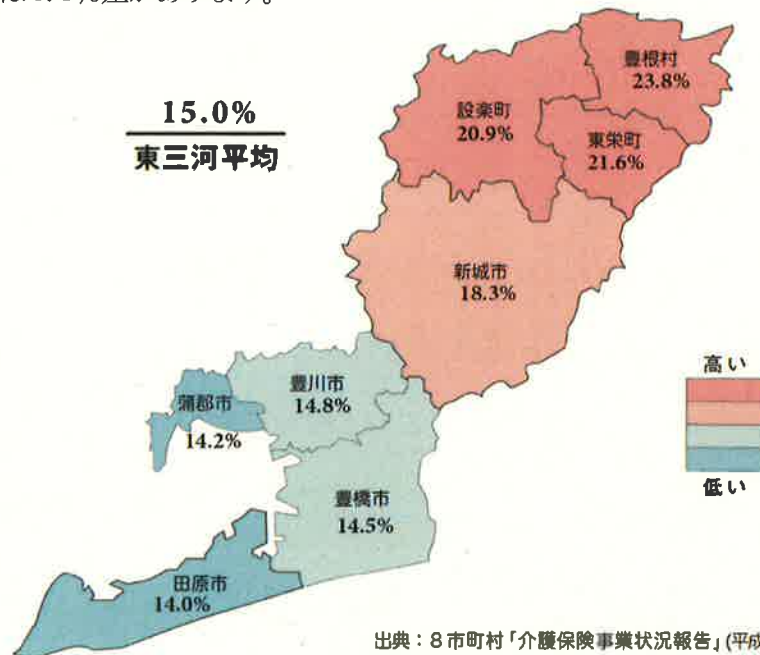


居宅サービス:訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、
認知症対応型通所介護、短期入所生活(療養)介護、福祉用具貸与、定期巡回、小規模多機能型居宅介護
居住系サービス:認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)
施設サービス:介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養病床)

平成28年3月利用分(4月審査分)、未利用者は2月末現在の認定者数から利用者を減じて算出

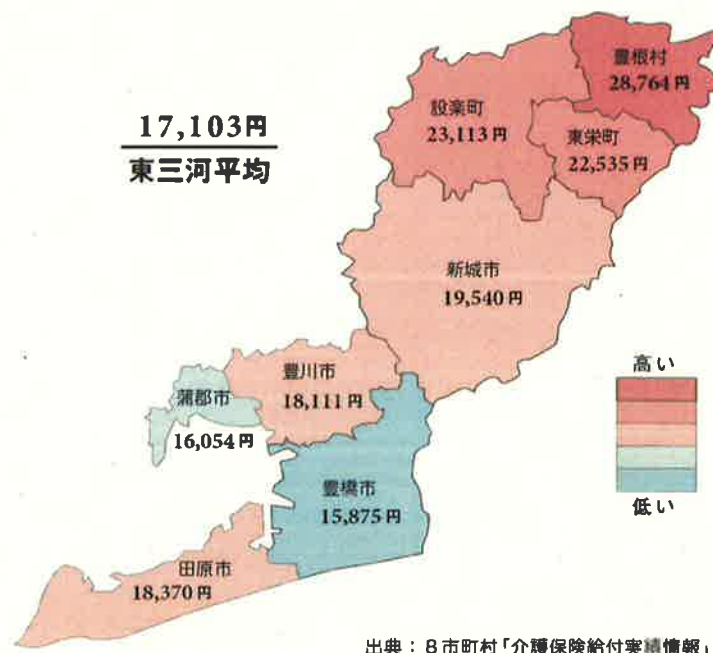
ウ 要介護認定率（第1号被保険者）の状況

○要介護認定率は、都市部（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市）において低く、中山間地域（新城市、設楽町、東栄町、豊根村）において高い状況にあり、最も低い田原市と最も高い豊根村では9.8%差があります。



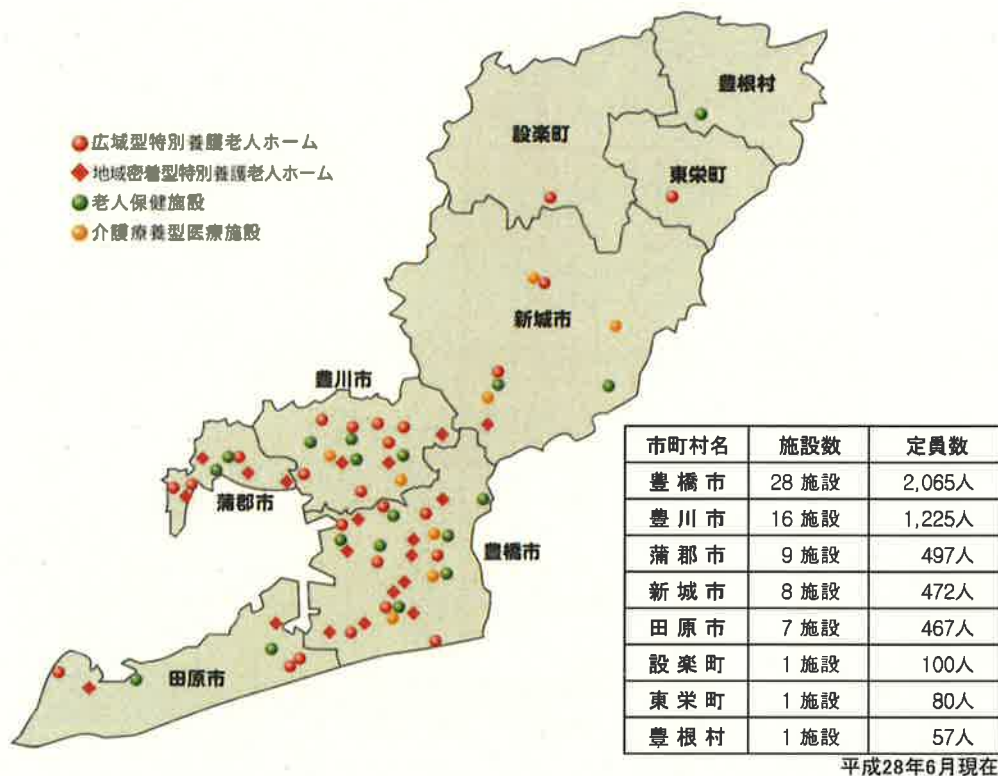
エ 高齢者一人当たりの介護保険給付費

○高齢者一人当たりの介護保険給付費は、豊橋市、蒲郡市が低く、3町村（設楽町、東栄町、豊根村）において高い状況にあり、最も低い豊橋市と最も高い豊根村では、1万3千円ほど差があります。



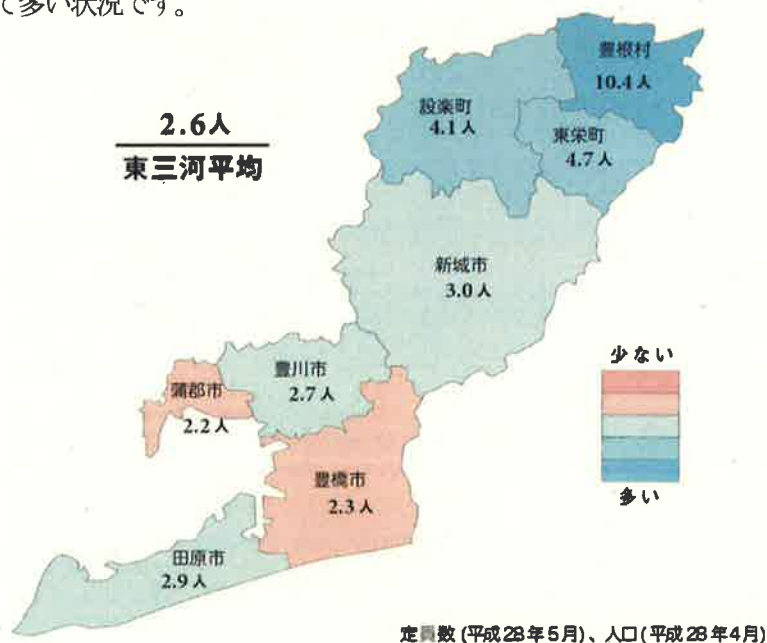
オ 介護保険施設の整備状況

○特別養護老人ホームなどの介護保険施設は、5市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）に集中し3町村（設楽町、東栄町、豊根村）において少ない状況です。



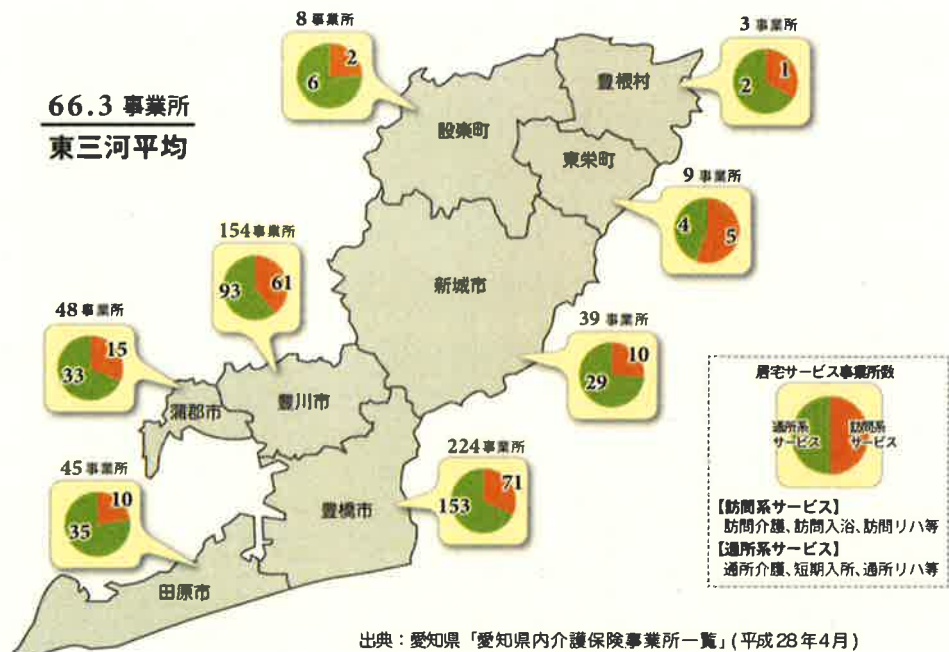
カ 高齢者 100 人あたりの介護保険施設の定員数

○高齢者 100 人あたりの介護保険施設の定員数は、介護保険施設の整備箇所数の多い5市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）において少なく、3町村（設楽町、東栄町、豊根村）において多い状況です。



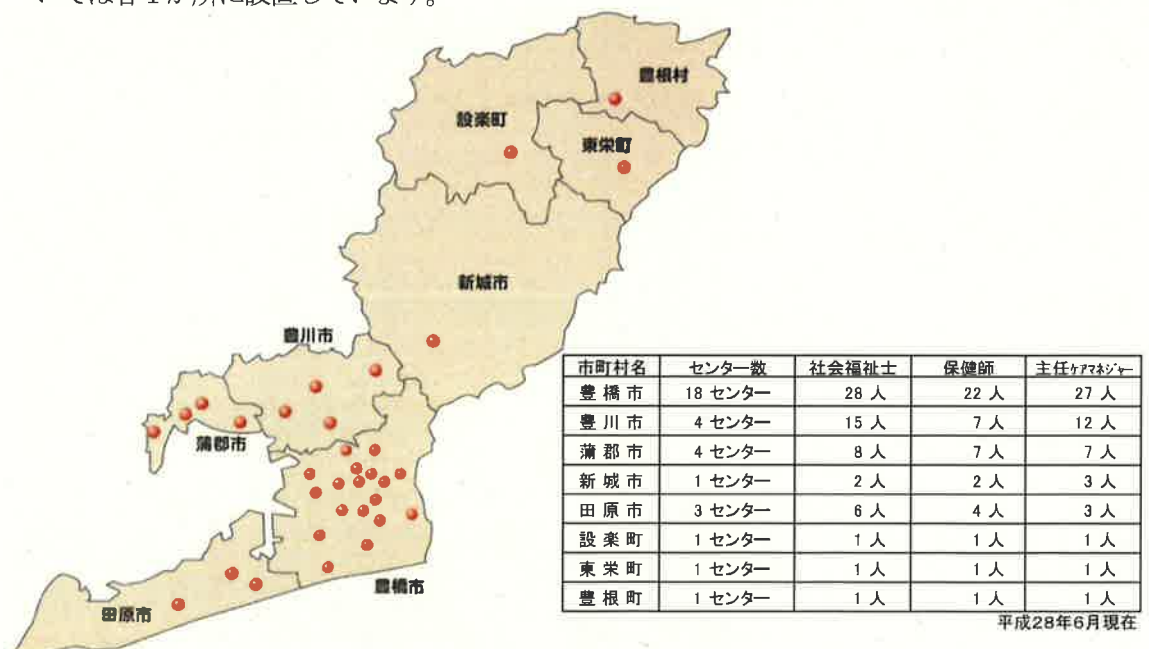
キ 居宅サービス事業所の整備状況

○居宅サービス事業所の整備数は、5市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）に多く、3町村（設楽町、東栄町、豊根村）において少ない状況です。また、デイサービスなどの通所系サービス事業所の整備数が訪問介護などの訪問系サービス事業所の整備数を上回る状況です。



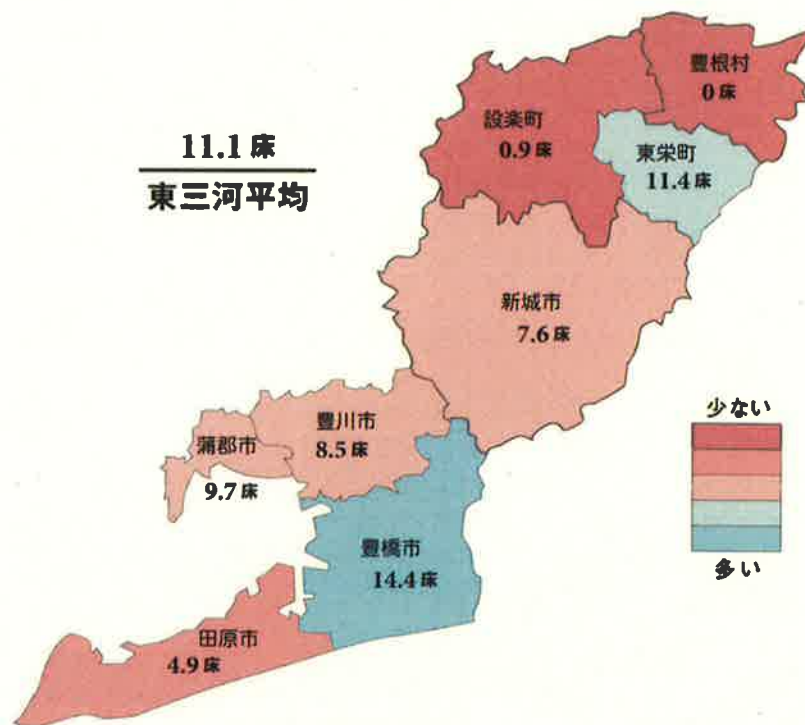
ク 地域包括支援センターの設置状況

○地域包括支援センターの設置状況は、市町村により大きく異なり、豊橋市が18か所に設置しているほか、豊川市、蒲郡市は各4か所、田原市は3か所、新城市、設楽町、東栄町、豊根村においては各1か所に設置しています。



ケ 人口1,000人あたりの病院・診療所の病床数

○人口1,000人あたりの病院・診療所の病床数は、豊橋市と東栄町が多い状況です。



出典：東海北陸厚生局「保険医療機関・保険薬局の指定一覧」
(平成28年4月)

(6) 現状の総括

ア 高齢者人口及び高齢化率

○平成 37 年度における東三河全体の総人口は、平成 27 年度の約 76 万 8 千人から約 4 万 8 千人減少した約 72 万人になると見込まれますが、65 歳以上の高齢者人口については平成 27 年度の約 19 万 4 千人から約 1 万人増加した約 20 万 4 千人になる見込みです。

○市町村別では、豊橋市、豊川市、田原市において今後も高齢者人口の増加が見込まれる一方、蒲郡市は平成 30 年度をピークに、新城市においては平成 33 年度をピークに緩やかに減少に転ずる見込みです。また 3 町村（設楽町、東栄町、豊根村）においては今後も減少する見込みです。

○各市町村の高齢化率は増加傾向にあり、平成 37 年度には、豊橋市は 26.8%、豊川市は 26.7%、蒲郡市は 30.3%、田原市は 30.5%に達するなど、概ね 3.2 人から 3.7 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると見込まれています。また、新城市の高齢化率は、38.0%に達し概ね 2.6 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になるほか、設楽町は 52.7%、東栄町は 47.8%、豊根村は 51.3%に達するなど概ね 2 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になる見込みです。

イ 要介護（要支援）認定者数

○東三河全体の要介護（要支援）認定者数は、平成 27 年度の約 3 万人に対し平成 37 年度は約 7 千人増加した約 3 万 7 千人となり、75 歳以上の後期高齢者人口の増加に伴い今後も大幅に増加する見込みです。

○市町村別では、豊橋市、豊川市、蒲郡市においては今後も要介護認定者数の大幅な増加が見込まれていますが、新城市、田原市においては緩やかに増加する見込みです。また、3 町村（設楽町、東栄町、豊根村）では、高齢者人口の減少に伴い要介護認定者数も減少する見込みです。

ウ 介護保険サービスの利用状況

○5 市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）においては、3 町村（設楽町、東栄町、豊根村）に比べ訪問介護や通所介護など居宅サービスを利用する割合が高く、特別養護老人ホームや老人保健施設など施設サービスを利用する割合が低い状況にあります。

○特別養護老人ホームなどの介護保険施設の約 95%が 5 市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）に集中していますが、高齢者 100 人あたりの介護保険施設の定員数については、3 町村（設楽町、東栄町、豊根村）が 5 市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）に比べ多い状況にあります。

○通所系サービス事業所や訪問系サービス事業所などの居宅サービス事業所も介護保険施設の整備状況と同様に 5 市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）に集中しています。

3 地域支援事業の現状

(1) 東三河 8 市町村の実施状況

○地域支援事業は、地域のすべての高齢者を対象に、要介護・要支援状態になる前から、一人ひとりの状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になった場合においても、出来る限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れることを目的として各市町村において実施しています。

○地域支援事業として提供されるサービスの種類や内容は、市町村によって異なります。平成 27 年度における東三河 8 市町村の実施状況は以下の通りです。

■東三河 8 市町村における地域支援事業実施状況一覧 (H27 年度)

No	事業名	事業内容	豊橋市	豊川市	蒲郡市	新城市	田原市	設楽町	東栄町	豊根村
1	通所型介護予防事業 (二次予防事業対象者)	要介護認定者以外の二次予防事業対象者に通所介護事業所で入浴・食事・運動器機能向上などのプログラムを行う。	○	○	○	○	○	○		○
2	訪問型介護予防事業 (二次予防事業対象者)	要介護認定者以外の二次予防事業対象者に保健師・看護師等が居宅を訪問し必要な訪問指導等を実施する。	○	○						
3	給食サービス事業 (二次予防事業対象者)	独居などの二次予防事業対象者等に食事を配達することで対象者の栄養状態を改善するとともに安否確認を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○
4	給食サービス事業 (要介護認定者)	独居などの要介護認定者等に食事を配達することで対象者の栄養状態を改善するとともに安否確認を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○
5	二次予防事業対象者 把握事業	閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防に対する取組につなげることで、要介護・要支援状態になることを予防する。	○	○	○	○	○			
6	介護予防普及啓発事業 (介護予防教室等の開催)	介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催する。	○	○	○	○	○		○	
7	地域介護予防活動 支援事業	介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を支援するほか、介護予防に役立つ多様な地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に役立つ地域活動などを実施する。	○	○	○	○	○	○		
8	地域リハビリテーション 活動支援事業	地域における介護予防の取組を強化するため、地域の通いの場や通所介護支援事業所などにリハビリ専門職を派遣し、運動機能の維持向上に向けた支援や自立支援に資する取組を推進する。	○					○		
9	運動機能向上事業	「私のリハビリ手帳」による医療と介護の運動機能向上に関する情報連携を促進させ、体操DVDを配布し、地域での主体的な健康づくり活動を支援する。	○	○						
10	介護支援ボランティア ポイント事業	基礎研修を受講した65歳以上の高齢者に対し、ボランティア活動に応じてポイントを付与し、集まったポイントは現金と交換し利用する。			○ 事業実施 H28～					
11	地域包括支援センター 運営事業	行政・医療機関・サービス提供事業者などと協力しながら地域の高齢者を支える拠点となる地域包括支援センターを運営する。	○	○	○	○	○	○	○	○
12	総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、適切な保険・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うほか、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。	○	○	○	○		○		
13	認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置に向けた準備を行う。	○	○	○		○			
14	生活支援体制整備事業	協働体の設置や生活支援コーディネーターの配置、生活支援体制整備にかかる地域資源調査や関係者のネットワーク化を実施する。	○	○	○		○			
15	在宅医療・介護連携 推進事業	在宅医療・介護の連携推進を図るため、在宅医療・介護連携推進会議の開催や地域の医療・介護の資源の把握、医療・介護関係者の情報共有の支援を行う。	○	○	○	○	○			

No	事業名	事業内容	豊橋市	豊川市	蒲都市	新城市	田原市	殷栗町	東栄町	豊根村
16	生活・介護支援 サポーター養成事業	高齢者の個別ニーズに対応する市民ボランティアの養成を行う。	○	○						
17	介護マーク普及事業	認知症や障害を持つ方を介護している方に介護マークを配布する。	○	○	○	○	○	○	○	○
18	家族介護用品支給事業	在宅介護者への紙おむつ等の介護用品を支給、又は引換券を交付する。	○	○	○	○	○	○		○
19	認知症サポーター等 養成事業	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族への対応方法を学ぶ認知症サポーター講座を開催する。	○	○	○	○	○	○	○	○
20	家族介護教室等開催事業	介護者向けに適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室や介護者相互の交流会等を開催する。	○	○	○	○	○	○	○	
21	介護相談員派遣事業	介護保険施設等へ相談員を派遣し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス提供事業者と意見交換等を行う。	○	○	○	○				
22	給付費適正化事業	認定調査の内容確認、ケアプランの作成支援、介護給付費通知等を実施し、給付の透明性を高め健全な制度の運営を図ることを目的とした事業を実施する。	○	○	○	○	○	○	○	○
23	住宅改修支援事業	要介護認定者の住宅改修のための相談・助言、住宅改修費の支給申請に係る書類を作成した場合の経費を助成する。	○	○	○	○	○	○	○	○
24	介護サービス事業者等 適正化支援事業 (サービス事業者による 連絡協議会の開催)	サービス事業者による連絡協議会を開催することにより、適切なサービスを提供できる環境を整備する。	○		○	○	○			
25	高齢者安心 生活サポート事業	ボランティアによるひとり暮らし世帯等への見守り、買物支援サービスを実施する。	○			○				○
26	徘徊・見守りSOS ネットワーク事業	認知症高齢者等の徘徊が発生した場合に、協力機関へFAX等で情報発信を行い、発見活動の協力を依頼する。	○	○	○	○	○			
27	高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供する。	○	○	○	○	○			
28	徘徊高齢者家族 支援サービス事業(GPS)	徘徊高齢者の家族へ、情報端末装置の購入のための費用等を助成する。		○	○		○			
29	施設居住費負担 軽減サービス事業 (グループホーム)	低所得のグループホーム入所者に対して、居住費の負担を軽減するため一定額を助成する。	○							
30	家族介護慰労金 支給事業	在宅で高齢者を介護している家族へ慰労金を支給する。	○	○						
31	成年後見制度利用 支援事業	生活保護世帯等を対象に申立て費用及び後見人報酬の一部を助成する。	○	○	○	○	○	○	○	○

※実施状況については、市町村ごとに異なる場合があるため、類似する事業ごとにまとめています。

※介護保険特別会計で実施せず一般会計で実施している市町村もあります。

(2) 新しい総合事業の実施

ア 事業の趣旨

- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)の施行に伴い地域支援事業の内容が見直され、新しい総合事業がすべての市町村において平成 29 年度までに実施されることになっています。
- 新しい総合事業は、市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対して効果的な介護予防支援等の実施を目指すものです。

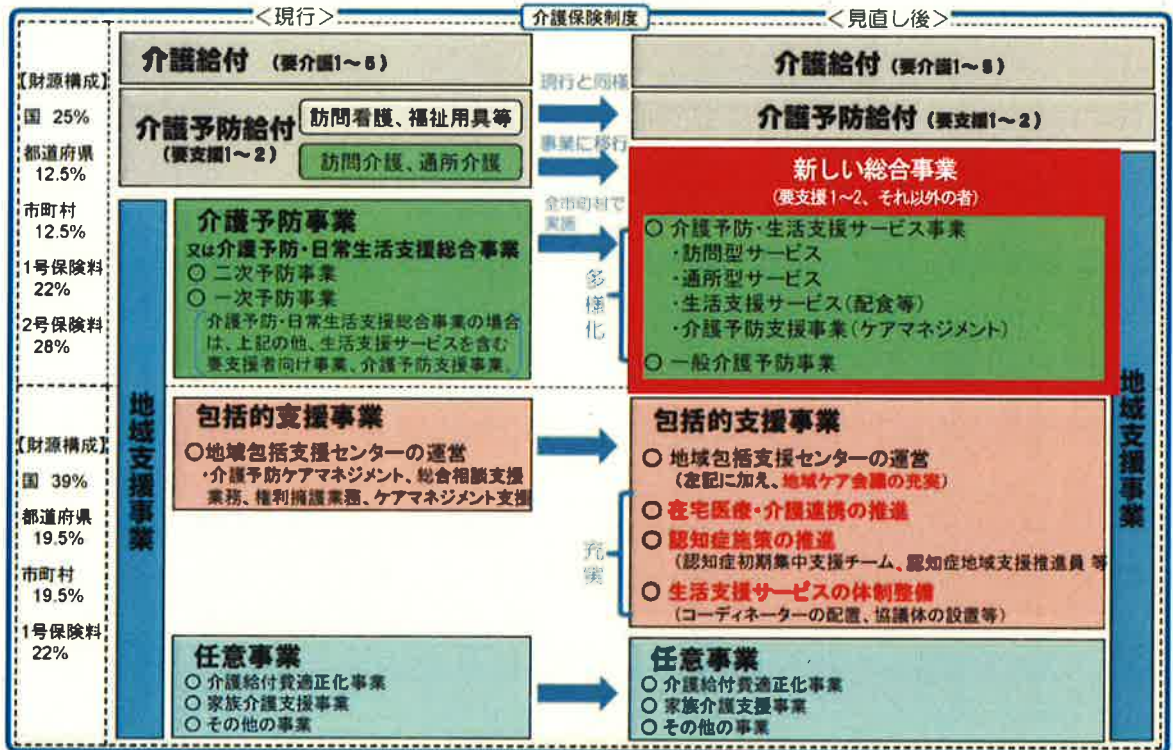
イ 事業の構成

- 新しい総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業に大きく二分されます。
- 介護予防・生活支援サービス事業は、サービス等が適切に提供されるよう介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供します。
- 一般介護予防事業は、第 1 号被保険者全員を対象として、介護予防把握事業等を実施します。

ウ 訪問型サービスと通所型サービス

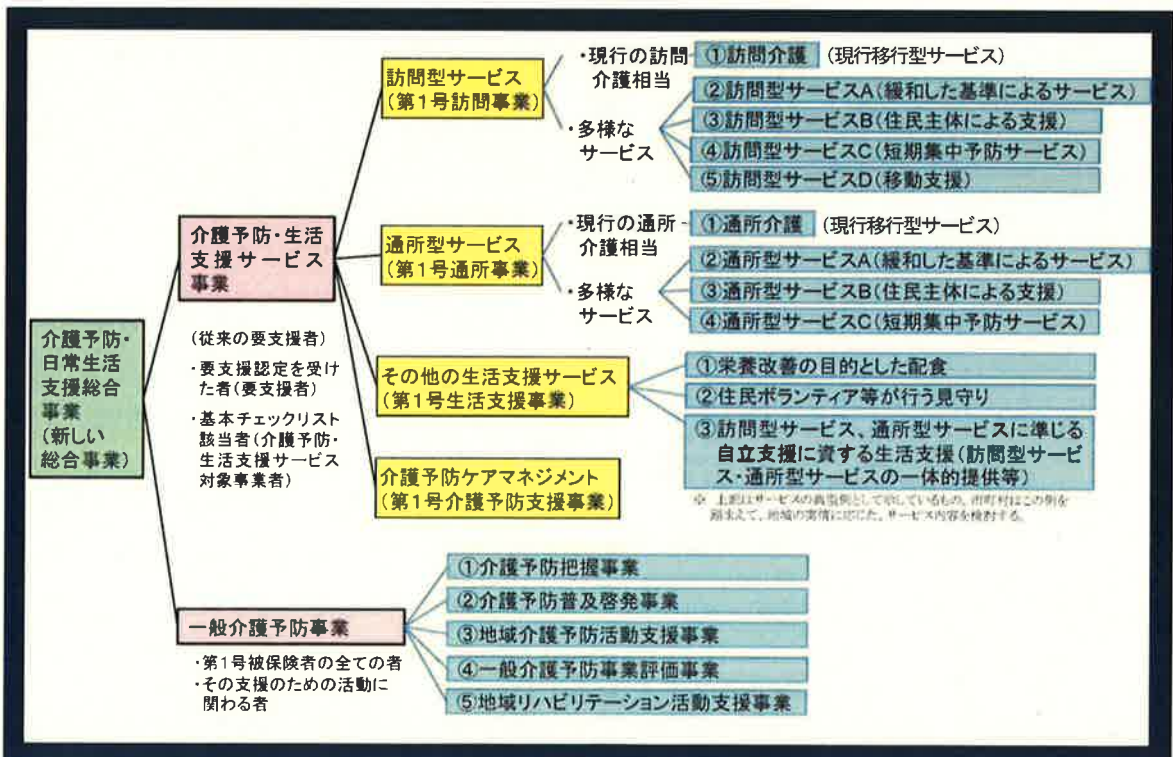
- 従来、介護予防給付として全国一律の基準で実施していた介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、新しい総合事業に位置付けられ、地域の実情に応じた実施基準やサービス内容等を市町村が定めます。
- サービスの類型として、主に介護保険事業所がサービスを提供する「現行移行型サービス」と「サービス A」、ボランティア主体にサービスを提供する「サービス B」、短期集中予防サービスを保健師等の専門職により提供する「サービス C」が新たに創設されました。また、訪問型サービスには、ボランティア等による移動支援を目的とした「サービス D」も創設されています。

■新しい総合事業の位置付け



出典 厚生労働省 HP

■新しい総合事業の構成例



出典 厚生労働省 HP

4 検討体制

○介護保険の統合に向けた準備業務を推進するため、平成28年度より東三河5市から派遣された専任職員による介護保険準備室を設置しました。

○介護保険に関する事務は、地域住民に深くかかわるものであることから、構成市町村と十分な協議を重ねるとともに、議会をはじめ介護や医療、高齢者福祉に関する各分野の専門家、地域住民など多くの方々からの意見を反映するなど統合に向けた準備を着実に推進していきます。

